

学校感染症について

学校保健安全法に定められた学校感染症にかかった場合は、欠席扱いではなく、出席停止となります。

○第1種

エボラ出血熱　クリミア・コンゴ熱　南米出血熱　天然痘(痘そう)　ペスト　マールブルグ病　ラッサ熱
急性灰白髄炎(ポリオ)　ジフテリア　重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルス　である者に限る)　中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る)　鳥インフルエンザ

○第2種

新型コロナウイルス感染症　インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)　百日咳　麻疹(はしか)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)　風疹(三日ばしか)　水痘(みずぼうそう)　咽頭結膜熱(プール熱)
結核　髄膜炎菌性髄膜炎

○第3種

コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症(O-157)　腸チフス　パラチフス　流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎　その他の感染症(感染性胃腸炎　溶連菌感染症　伝染性紅斑　マイコプラズマ肺炎
手足口病　等)